



平成 23 年 8 月 29 日

各 位

会 社 名 日本冶金工業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 杉森一太
(コード番号 5480 東証第一部)
問 合 せ 先 常務取締役経理部長 久保田 尚志
(TEL 03-3273-3613)

新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 23 年 8 月 29 日開催の取締役会において、新株式発行及び株式売出しについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本資金調達の背景と目的

当社は、汎用ステンレス鋼とともに、耐熱性や耐食性などに優れた特殊な機能を有する高機能材を製造販売するステンレス特殊鋼メーカーであります。

当社を取り巻く事業環境は、汎用ステンレス鋼においては、中国メーカーを中心とした生産能力の大幅な増強などを背景とした需給ギャップの拡大が顕在化し、アジア市場では厳しい販売競争が展開されております。一方、当社が戦略事業分野としております高機能材分野におきましては、エネルギー・環境分野を中心に世界的に需要の拡大が顕著であり、コストや品質などの国際競争力の強化とともにグローバル競争に勝ち抜くための体制の整備が必要になっております。

かかる状況の下、当社は本年 5 月に、2014 年 3 月期を最終年度とする 3 ヶ年の中期経営計画『変革 2011』（以下、「本中期経営計画」という。）を策定いたしました。本中期経営計画は当社の置かれた厳しい経営状況を克服し、経常黒字化と復配を実現するとともに、アジアにおける競争力のあるステンレス特殊鋼メーカーとして勝ち抜くべく、「グローバル市場における成長戦略」と「競争力強化に向けた施策」を 2 本柱として取り纏めたものであります。

具体的には、「グローバル市場における成長戦略」としては、営業拠点としての日本・米国・欧州・アジアの 4 極体制の確立、高機能材に係る技術的知見を武器としたソリューション営業の強化、主原料価格の変動や需要動向等の市場変化に機敏に対応できる生産・販売体制の確立、グループ会社における海外展開の強化を含めた海外需要への積極的取組みを進めてまいります。「競争力強化に向けた施策」としては、高機能材製造プロセスの革新、原料基盤の多様化による競争力強化、東日本大震災の影響による電力制約への対応、グループ会社の持つ諸機能の効率化などに重点的に取り組むことを企図しております。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

今回の公募増資による調達資金は、上記施策を実行するために必要な設備投資（2014年3月期末までに約230億円）の内、主に高機能材競争力強化関連、原料関連、環境対応、基盤整備等の設備投資に充当することを予定しております。当社はこれにより収益力強化を推進するとともに、資本増強による安定的な財務基盤の確立を通じて、さらなる企業価値の向上と中長期的な成長・拡大の実現に向けて、全力で取り組んでまいります。

2. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 27,000,000株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成23年9月6日（火）から平成23年9月8日（木）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、みずほ証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。
なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成23年9月13日（火）から平成23年9月15日（木）までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (8) 申込株数単位 500株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他一般募集に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1.をご参照）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 4,000,000株
なお、上記売出株式数は上限を示したものである。一般募集の需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、一般募集の需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売出人 みずほ証券株式会社

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から4,000,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 500株
- (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役役に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

4. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考>1. をご参照）

- (1) 募 集 株 式 の 当 社 普 通 株 式 4,000,000株
種 類 及 び 数
- (2) 払 込 金 額 の 発 行 価 格 等 決 定 日 に 決 定 す る 。 な お 、 払 込 金 額 は 一 般 募 集 に お け る 払 込 金 額
決 定 方 法 と 同 一 と す る 。
- (3) 増 加 す る 資 本 金 及 び 増 加 す る 資 本 金 の 額 は 、 会 社 計 算 規 則 第 14 条 第 1 項 に 従 い 算 出 さ れ る 資 本
資 本 準 備 金 の 額 金 等 増 加 限 度 額 の 2 分 の 1 の 金 額 と し 、 計 算 の 結 果 1 円 未 満 の 端 数 が 生 じ た
と き は 、 そ の 端 数 を 切 り 上 げ る も の と す る 。 増 加 す る 資 本 準 備 金 の 額 は 、 資
本 金 等 増 加 限 度 額 か ら 上 記 の 増 加 す る 資 本 金 の 額 を 減 じ た 額 と す る 。
- (4) 割 当 先 みずほ証券株式会社
- (5) 申 込 期 間 平成23年9月26日（月）
- (6) 払 込 期 日 平成23年9月27日（火）
- (7) 申 込 株 数 単 位 500株
- (8) 上記(5)記載の申込期間内に申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役役に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (11) 一般募集が中止となる場合は、第三者割当による新株式発行も中止する。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「2. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から4,000,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、4,000,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式をみずほ証券株式会社に取得させるために、当社は平成23年8月29日（月）開催の取締役会において、前記「4. 第三者割当による新株式発行」記載のとおり、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式4,000,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成23年9月27日（火）を払込期日として行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成23年9月16日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部または一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、当該オーバーアロットメントによる売出しからの手取金を原資として、本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、または発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、みずほ証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	123,973,338株	(平成23年8月29日現在)
公募増資による増加株式数	27,000,000株	
公募増資後の発行済株式総数	150,973,338株	
第三者割当増資による増加株式数	4,000,000株	(注)
第三者割当増資後の発行済株式総数	154,973,338株	(注)

(注) 上記「4. 第三者割当による新株式発行」の募集株式数の全株に対しみずほ証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び第三者割当増資に係る手取概算額合計上限5,543,000,000円については、全額を平成25年3月末までに高機能材競争力強化等を目的として川崎製造所及び大江山製造所への設備投資資金に充当する予定であります。

なお、当該設備投資資金の投資対象となる設備に係る投資計画は、平成23年8月29日現在、以下のとおりとなっております。

事業所名 (所在地)	設備の内容		投資予定額 (億円)	資金調達方法	着手及び完了予定年月	
	項目	種類			着手	完了
川崎製造所 (神奈川県川崎市)	高機能材競争力強化	機械装置	32	増資資金、自己資金及び借入金	平成23年 4月	平成25年 9月
	環境対応	機械装置	10		平成23年 4月	平成26年 3月
	基盤整備	機械装置	21		平成23年 4月	平成24年 9月
大江山製造所 (京都府宮津市)	原料関連	機械装置	53		平成23年 10月	平成26年 3月
	環境対応	機械装置	6		平成23年 10月	平成25年 9月
	基盤整備	機械装置	3		平成24年 4月	平成25年 3月

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の公募増資の実施によって、当社の財務体質が改善・強化されるものと考えております。これは中長期的に当社グループの持続的な成長に資するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

当社は、事業基盤の整備に必要な投資や業績見直しなどを考慮しつつ、さらなる財務体質の強化も図りながら、安定的に配当を実施することを基本方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記(1)に記載いたしました利益配分に関する基本方針に基づき、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会で決定をいたします。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、安定性と成長性を兼ね備えた企業体質の確立に向け、設備投資の安定的な推進と財務基盤のさらなる強化を図るべく、有効に活用してまいります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
1株当たり連結当期純利益 (△は1株当たり連結当期純損失)	△91.49円	△101.72円	△84.61円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	8.00円 (5.00円)	— (—)	— (—)
実績連結配当性向	—	—	—
自己資本連結当期純利益率	△18.28%	△25.49%	△27.54%
連結純資産配当率	1.60%	—	—

- (注) 1. 平成21年3月期、平成22年3月期及び平成23年3月期は連結当期純損失を計上しているため、実績連結配当性向は記載しておりません。
 2. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本（純資産合計から小数株主持分を控除した額で期首と期末の平均）で除した数値です。
 3. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金総額を1株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
始 値	778円	219円	368円	190円
高 値	891円	641円	376円	239円
安 値	179円	218円	126円	168円
終 値	214円	370円	188円	192円
株価収益率（連結）	—	—	—	—

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (注) 1. 平成 24 年 3 月期の株価については平成 23 年 8 月 26 日 (金) 現在で表示しております。
2. 株価収益率は、決算期末の株価 (終値) を当該決算期末の 1 株当たり連結当期純利益で除した数値です。なお、平成 21 年 3 月期、平成 22 年 3 月期及び平成 23 年 3 月期に関しては、連結当期純損失を計上しているため、株価収益率は表示していません。平成 24 年 3 月期については未確定のため記載していません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社はみずほ証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間 (以下「ロックアップ期間」という。) 中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利または義務を有する有価証券の発行等 (ただし、一般募集及び本件第三者割当増資並びに株式分割または株主無償割当てによる新株式発行、当社の単元未満株主の当社定款に基づく売渡請求による自己株式の売り渡し、平成23年6月28日開催の当社定時株主総会において承認された「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針」に基づく新株予約権の無償割当てによる発行、当該無償割当てにより発行された新株予約権の行使による当社株式の交付及び当該新株予約権の当社による取得に際して当該新株予約権の保有者に対して行われる当社株式の交付を除く。) を行わない旨を合意しております。

なお、上記の場合において、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で、当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分 (作成された場合) をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。